

使用料等審査特別委員会審査結果報告書

令和7年第6回美幌町議会定例会において付託された事件について、審査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和7年11月14日

美幌町議会使用料等審査特別委員会

委員長 木村利昭

美幌町議会議長 戸澤義典 様

記

1 事 件 名

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 議案第57号 | 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第58号 | 美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第59号 | 美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第60号 | 美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第61号 | 美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第62号 | 美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第63号 | 美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第64号 | 美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第65号 | 美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第66号 | 美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第67号 | 美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第68号 | 美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第69号 | 美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第70号 | 美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第71号 | 美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第72号 | 美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第73号 | 美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第74号 | 美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定について |

2 審 査 の 経 過

令和7年 9月11日、 9月17日、11月 5日、11月 6日、
11月14日

3 審 査 の 結 果

使用料・手数料を改正する条例について、その根拠となる資料の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、議案第57号、議案第64号、議案第65号、議案第68号から議案第70号、議案第72号、議案第74号の8件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

議案第58号、議案第62号、議案第66号、議案第67号の4件については、次の理由により否決すべきものと決定した。

議案第58号美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、条例の設置目的が「町民の健康づくりと生きがいを図るとともに、地域保健福祉活動を効果的に推進するため」とされており、当該施設を利用することにより「健康寿命の延伸」「生活習慣病の予防」などの効果が見込まれ、町民の健康づくりに大いに貢献していると認識していることから、より一層の利用を促進し、引き続き「町民の健康づくりと生きがいづくり」に繋げるためにも現行の使用料金を据え置くことが適当と判断し、否決と決定。

議案第62号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について及び議案第66号美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第67号美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定については、使用料金の改定に伴う利用回数の減少や施設の稼働率低下が見込まれ、指定管理者である自治会の収入が減少することが想定されることにより自治会運営に影響を及ぼす恐れがあることから、現行の使用料金を据え置くことが適当と判断し、否決と決定。

議案第59号から議案第61号、議案第63号、議案第71号、議案第73号の6件については、次のとおり修正可決すべきものと決定した。

議案第59号美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、別表第2の直接搬入手数料について、一般的に普通の家庭においては100キログラム程度のごみを保管できる場所がないこと、一度に100キログラム程度のごみを運搬できる車両も持ち合わせていないことなどから、住民サービスの低下に繋がるものであり、また、ごみの直接搬入量によっては大幅な負担増を招くこ

とに繋がるものと判断し、別紙のとおり修正可決すべきものと決定。

議案第60号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定、第61号美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について、議案第71号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定について及び議案第73号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定については、各施設における1時間未満の使用に関して、使用者等とトラブルが起きないように根拠を明確にする必要があると判断し、別紙のとおり修正可決すべきものと決定。

議案第63号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定については、条例の設置目的が「町民の健康増進と地域間交流を促進し、活力ある地域づくりに資する」とされているが、当該施設には観光客を含む町外者が大勢訪れており、設置目的の一つでもある「地域間交流の促進」に寄与している施設であること、また、当該施設は、町が掲げている「交流人口及び関係人口の増加促進」を今後も期待できる施設でもあることから、町民・町民以外の区別をつけず、利用の公平性の確保を図りながら運営することが望ましいと判断し、別紙のとおり修正可決すべきものと決定。

なお、使用料・手数料の改正が財政の健全化に向けた取り組みの一環であるとともに、住民サービスに対する受益者負担の原則と負担の公正を確保するという観点から定期的に見直すものと認識するが、広く町民に負担を求める重大な議案であることから、次のとおり審査意見を付すこととした。

審 査 意 見

今回、町が提案した使用料・手数料を改正する条例は、高齢者や子育て世代を含め、広く町民に負担を求めるものも含まれており、安定的で継続的な行政サービスを維持していくため、その痛みを共に分かち合うことを求める提案であることは認識している。

このことを踏まえ、本委員会としては、近年の物価高騰による個人消費の低迷、人口減少、高齢化といった構造的課題も念頭に置きながら総合的かつ慎重に審査した結果、使用料を据え置くことが適当なものの、あるいは一定程度の負担増を町民に求めざるを得ないものなどを決定したところである。

なお、否決及び修正可決に至った理由については先に述べたとおりであるが、審査の過程において意見の一致をみた指摘項目について、次のとおり示すこととしたい。

(1) ごみ処理手数料のうち直接搬入手数料について

美幌町における令和6年度の年間ごみ処理量に占める直接搬入分は58.3パーセント（うち、家庭系54.4パーセント、事業系45.6パーセント）、収集分は41.7パーセントとなっており、直接搬入分の占める割合が高い状況にある。

現在の第Ⅲ期埋立処分場は令和9年3月までの埋立期間を予定しているが、ごみ埋立量の増加により使用期限が早まる見通しとなっている。

この要因の一つとして、資源ごみの分別が徹底していないことが挙げられるが、特に直接搬入ごみの中に資源ごみが多く混入していることも要因とされていることから、広く町民や事業者にごみ減量化の協力を求めることが必要である。

資源ごみの混入を最小限にとどめるための指導体制の強化を図るとともに、美幌町民一人当たりの搬出ごみ量が他市町村と比べ多いことやリサイクル（分別）率が低いことなど、町民に広く周知し、ごみ減量化の意識向上に繋がるよう努められたい。

(2) 「町内者」表記の統一について

今回の改正条例において、住民基本台帳に基づく住所を有する方の表記については「町民（議案第58号）」「町内者（議案第60号・71号）」「美幌町民（議案第63号）」となっており、統一された表記になっていない。

美幌町には「美幌町の自治の基本を定める最高規範」とする美幌町自治基本条例が制定されているが、同条例第2条「用語の定義」の規定において「町民とは町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体」とされており、議案第58号に定義されている「町民」と美幌町自治基本条例に規定する「町民」で誤解を招く恐れがあることから、今後、表記の統一について検討されたい。

(3) 網走川河畔公園パークゴルフ場における回数券発行について

網走川河畔公園パークゴルフ場については、利用者数が年々減少してきていることから、利用頻度の増加や新規利用者の獲得に繋がる可能性がある回数券の導入を検討されたい。

以上のとおり指摘項目などを示したが、今後も少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少が見込まれるなか、住民ニーズを的確に捉え、受益と負担の公平性の観点から、住民の理解と納得を得られる合理的な使用料・手数料の設定を目指して、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。

また、施設利用については、利用者の固定化や稼働率の低下を招かないよう利用者の幅を広げ、利用者増加に取り組むことを求めている。

この度の使用料・手数料の改正に対する議論を機に、住民、行政、議会が一体とな

ることで、今日の厳しい時代を乗り越えていけるよう切に念願して、審査意見とする。

4 少数意見の留保

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

議案第 5 9 号美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例に対する修正案

議案第 5 9 号美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の一部を次のように修正する。

記

議案第 5 9 号別表第 2（第 18 条関係）の改正規定中

「

手数料の種類		取扱いの区分		金額
ごみ処理 手数料	直接搬入 手数料	家庭系直接 搬入ごみ	100 キログラムまで	1,000 円
			上記を超える場合、10 キログラムにつき	100 円
		事業系直接 搬入ごみ	100 キログラムまで	1,500 円
			上記を超える場合、10 キログラムにつき	150 円

」

を

「

手数料の種類		取扱いの区分		金額
ごみ処理 手数料	直接搬入 手数料	家庭系直接 搬入ごみ	50 キログラムまで	500 円
			上記を超える場合、10 キログラムにつき	100 円
		事業系直接 搬入ごみ	50 キログラムまで	750 円
			上記を超える場合、10 キログラムにつき	150 円

」

に改める。

議案第 6 0 号美幌町民会館条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第 6 0 号美幌町民会館条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

記

議案第 6 0 号別表第 1（第 7 条関係）備考の改正規定中に

「6 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を

議案第 6 0 号別表第 2（第 7 条関係）備考の改正規定中に

「5 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を加える。

議案第 6 1 号美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
に対する修正案

議案第 6 1 号美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部を
次のように修正する。

記

議案第 6 1 号別表（第 7 条関係）備考の改正規定中に

「11 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
加える

議案第 6 3 号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例に対する
修正案

議案第 6 3 号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例の一部を次の
ように修正する。

記

議案第 6 3 号別表（第 9 条関係）の改正規定中

「

区分	大人	小人
美幌町民 普通券（1 回券）	600 円	300 円
美幌町民以外 普通券（1 回券）	700 円	
回数券（6 回券）	3,000 円	
回数券（12 回券）	6,000 円	3,000 円

」

を

「

区分	大人	小人
普通券（1 回券）	600 円	300 円
回数券（6 回券）	3,000 円	
回数券（12 回券）	6,000 円	3,000 円

」

に改める。

議案第 7 1 号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例
に対する修正案

議案第 7 1 号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例の一部を
次のように修正する。

記

議案第 7 1 号別表（第 7 条関係）備考の改正規定中に

「7 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
加える

議案第 7 3 号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例に対する 修正案

議案第 7 3 号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

記

議案第 7 3 号別表 4（第 9 条関係）

使用料（1）美幌町スポーツセンター備考の改正規定中に

「10 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
使用料（2）美幌町トレーニングセンター備考の改正規定中に

「11 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
使用料（3）美幌町あさひ体育センター備考の改正規定中に

「9 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
使用料（4）美幌町テニスコートの改正規定中に

「備考

1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」

を

使用料（5）美幌町 B & G 海洋センター備考の改正規定中に

「4 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
使用料（7）美幌町ソフトボール場の改正規定中に

「備考

1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」

を

使用料（8）美幌町屋内多目的運動場「サニーセンター」備考の改正規定中に

「9 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。」を
加える。